



山形県公報

令和4年11月18日(金)
第356号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………(循環型社会推進課) ……1088
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……1089
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・所得向上推進課) ……1090
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) ……1091
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……1092
- 県営土地改良事業計画の変更……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1093
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1094
- 同……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同
- 道路の位置の指定の変更……………(置賜総合支庁建築課) ……1095
- 道路の位置の指定の廃止……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則等の一部を改正する規則……………1096

公 告

- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……1097
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第892号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において令和4年12月18日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
村山市大字杉島230番地の6
株式会社村山コンポストリサイクルセンター
代表取締役 松田雅喜
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
東村山郡山辺町大字北山字軽井沢2504番5外16筆
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
ごみ（不燃物）及び粗大ごみ（不燃物）（これらのうち石綿含有一般廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日
令和4年10月5日
- 6 その他
この告示に係る一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
(2) 意見の対象となる一般廃棄物処理施設を特定するための事項
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

山形県告示第893号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において令和4年12月18日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
村山市大字杉島230番地の6
株式会社村山コンポストリサイクルセンター
代表取締役 松田雅喜
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
東村山郡山辺町大字北山字軽井沢2504番5外16筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）

並びに陶磁器くず、鋳さい、がれき類並びにばいじん（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

5 申請年月日

令和4年10月5日

6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

山形県告示第894号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
夢成株式会社	コンパスウォーク上山石崎 上山市石崎一丁目2番41号	通 所 介 護	令和 4. 11. 1

山形県告示第895号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社エミオン 天童市老野森一丁目3番6号	デイフィット たび空 天童市一日町四丁目2番6号	生 活 介 護	20名	令和 4. 11. 1

山形県告示第896号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社モアトラスト 東京都小平市御幸町321番地の16	ぼかぼか障害福祉事業所山形 天童市大字清池7番地	共 同 生 活 援 助	令和 4. 10. 21
株式会社エミオン 天童市老野森一丁目3番6号	デイフィット たび空 天童市一日町四丁目2番6号	自立訓練（機能訓練）	同 11. 1

特定非営利活動法人あじさい 西村山郡大江町大字本郷丁10番地 地の1	グループホームあじさい 西村山郡大江町大字本郷丁10番地 の1	共同生活援助	同
特定非営利活動法人あじさい 西村山郡大江町大字本郷丁10番地 地の1	ショートステイサービスあじさい 西村山郡大江町大字本郷丁10番地 の1	短期入所	同

山形県告示第897号

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町小出新田字苧畑割98番	田	3,901
東田川郡庄内町小出新田字苧畑割103番1	田	1,220
東田川郡庄内町小出新田字苧畑割104番1	田	973

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和5年3月	5年	304,700円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形県地方務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第898号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.65%」を「年0.55%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年10月20日から適用する。
- 令和4年10月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第899号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.65パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年10月20日から適用する。
- 2 令和4年10月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第900号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年11月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 加入区の名称
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市三瀬及び小波渡の区域の者が営むもの
- 2 (1) 加入区の名称
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市堅苔沢の区域の者が営むもの

山形県告示第901号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鶴子六沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年11月18日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	菅野修一	尾花沢市大字六沢228番地
同	伊藤精一	同 鶴子430番地
同	本間義昭	同 616番地
同	永沢太壱	同 六沢265番地
同	押切政昭	同 361番地
同	本間孝雄	同 鶴子146番地
同	近藤小兵衛	同 六沢192番地
同	藤井儀徳	同 下柳渡戸437番地の5

監事	西塚一太郎	同	鶴子603番地
同	高橋昌志	同	六沢933番地
同	永沢俊雄	同	235番地

山形県告示第902号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鶴子六沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年11月18日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	菅野修一	尾花沢市大字六沢228番地
同	伊藤精一	同 鶴子430番地
同	西塚良悦	同 761番地
同	永沢太壱	同 六沢265番地
同	押切政昭	同 361番地
同	本間孝雄	同 鶴子146番地
同	近藤小兵衛	同 六沢192番地
同	藤井儀徳	同 下柳渡戸437番地の5
監事	西塚一太郎	同 鶴子603番地
同	高橋昌志	同 六沢933番地
同	永沢俊雄	同 235番地
同	大類庄栄	同 鶴子610番地

山形県告示第903号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営平田地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 縦覧に供する書類の名称
県営平田地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
河北町役場

3 縦覧に供する期間

令和4年11月25日から同年12月23日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第904号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営東根地区（大木沢ため池）土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営東根地区（大木沢ため池）土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

東根市役所

3 縦覧に供する期間

令和4年11月25日から同年12月23日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年11月18日から同年12月2日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路線名 大江西川線

2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字沢口字杉な11番4から
同 向田25番7まで

3 供用開始の期日 令和4年11月18日

山形県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年11月18日から同年12月2日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 添津藤島停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市藤島字古楯跡215番2地内から 同 川向98番地先まで	旧	18.4メートル ） 2.6	メートル 75
同 上	新	24.6メートル ） 2.6	同 上

山形県告示第907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年11月18日から同年12月2日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 庄内空港立川線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字猪子字高倉51番1地先から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月18日

山形県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年11月18日から同年12月2日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字猪子字高倉257番2地先から
同 神花字六瀬297番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月18日

山形県告示第909号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第213号
- 2 指定の場所 寒河江市七日町7番1の一部、862番の一部、2536番1の一部、2536番2の一部、2536番8の一部、862番先（水路）
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 59.00メートル
- 4 指定年月日 令和4年11月9日

山形県告示第910号

次の開発行為は、完了した。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号
令和4年10月31日 指令村総建第304号
- 開発区域に含まれる地域の名称
上山市藤吾字三辻18番2、18番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上山市藤吾618番地 吉田 大朗

山形県告示第911号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有地第43号
- 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
指定の場所	南陽市長岡字北田576番3、577番2、578番2、581番4	南陽市長岡字北田576番3、577番2、578番2
道路の現況	幅員 6.0メートル 延長 36.6メートル	幅員 6.00メートル 延長 28.10メートル

- 変更年月日 令和4年11月9日

山形県告示第912号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 廃止に係る指定の番号 私有地第4号
- 廃止に係る指定の場所 南陽市長岡字北田565番3、581番2、565番3地先水路
- 廃止年月日 令和4年11月9日

山形県告示第913号

次の開発行為は、完了した。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号
令和4年5月17日 指令置総建第28号
- 開発区域に含まれる地域の名称
南陽市長岡字北田565番3、580番、581番1、581番2、581番3、581番4、589番、590番1、591番1、591番3、592番、593番1、565番3先水路、581番1先水路、589番先堤塘、589番先水路、591番3先水路
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東置賜郡高島町大字石岡943番地 川井 正市

公安委員会関係

規則

山形県道路交通規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月18日

山形県公安委員会

委員長 吉田 眞一郎

山形県公安委員会規則第8号

山形県道路交通規則等の一部を改正する規則

（山形県道路交通規則の一部改正）

第1条 山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第33条中「高速道路等」を「高速道路」に、「道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路（警察本部長が高速道路交通警察隊の活動区域として定める区域に限る。）」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。」に改める。

（山形県警察の組織に関する規則の一部改正）

第2条 山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第31条第3号中「高速道路等」を「高速道路」に、「道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路（警察本部長が高速道路交通警察隊の活動区域として定める区域に限る。）」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路」に改める。

第35条第1号から第5号までの規定中「高速道路等」を「高速道路」に改める。

附則

この規則は、令和4年11月20日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により米沢市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和4年12月19日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品米沢成島店

米沢市成島町二丁目2921番5外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

令和4年8月23日

3 意見の概要

店舗が児童生徒の通学路に隣接しているため、搬入車両等の通行時の安全対策には十分配慮すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により米沢市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和4年12月19日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ米沢泉町店

米沢市泉町一丁目1911番地1外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

令和4年9月27日

3 意見の概要

店舗が児童生徒の通学路に面しているため、搬入車両等の通行時の安全対策には十分配慮すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年11月18日

山形県村山総合支庁長 齋藤直樹

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,524,000キログラム

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8185

3 落札者を決定した日 令和4年10月26日

4 落札者の名称及び所在地

山形ソルト商事株式会社 山形市流通センター一丁目10の1

5 落札金額 1キログラム当たり34.76円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和4年9月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事、山形県病院事業管理者及び山形県教育委員会教育長から、令和4年9月2日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和4年11月18日

山形県監査委員 森谷仙一郎
山形県監査委員 星川純一
山形県監査委員 松田義彦
山形県監査委員 海老名信乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
新庄北高等学校	前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないもの	校長のマネジメントの下、書類整理、情報共有、事務処理状況の確認を強化し、業者から受理した請求書等の共同保管と複数人による確認、契約及び支出スケジュール等の事務室内共有化、事務部長による財務会計システムの定期確認により、支払遅延等を確実に防止する体制とする。
	収入事務が適切でないもの	校長のマネジメントの下、収入及び契約のスケジュールを事務室内に掲示し、進捗状況を書き込み、事務室内で共有するとともに、月3回、事務部長が財務会計システムで調定収入状況を確認する。

	支出事務が適切でないもの	校長のマネジメントの下、請求書の催促等の漏れを防止するため、業者から受理した支出前の納品書、請求書等を事務室内の専用箱に入れて共同で保管し、月3回、事務部長と担当者が請求書の有無や支払期限等を確認する。また、契約及びそれに基づく支出のスケジュール等の一覧表を掲示し、進捗状況を書き込み、事務室内で共有する。
最上総合支庁建設部	収入の調定が適切でないもの	新たに作成した占用料算定チェックリストを用いて、決裁過程におけるチェック体制を強化する。また、経過措置による占用料の積算方法について引継書に記載し、後任者へ確実に伝達する。
	業者の選定・決定が適切でないもの	見積り・入札に係る条件設定についての確認漏れを防ぐため、チェックシートの項目の修正を行った。 また、複数の職員がシステムの画面上で入力内容の確認を行うことにより再発を防止する。
置賜総合支庁総務企画部	未収金等の債権の管理が適切でないもの	事務執行チェックシート（収入・債権管理業務）により、光熱水費相当額の確定から調定、納入通知書発行、収納及び債権管理までの進捗管理を業務総括者が行い、複数人でチェックする体制とする。
村山総合支庁保健福祉環境部	関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	養育費の取扱いについて、申告書の記載内容に不備や不足が発生しないよう様式を見直すとともに、チェックシートに養育費に関する項目を盛り込み、決裁時の確認を徹底する。障害基礎年金受給者の児童扶養手当額の算定にあたっては、決裁時に手当額の計算表を添付し、正しく算定されているかを業務管理者及び業務総括者が確認する。 また、児童扶養手当制度に係る勉強会を継続的に開催することにより、係全体での制度理解向上に努める。
村山総合支庁建設部	支出事務が適切でないもの	受領した請求書等の保管場所を明確にするとともに、既存のチェックリストに今回事務ミスが発生した項目を追加して定期的に確認することにより、複数人でチェックする体制とする。

	<p>入札事務が適切でないもの</p>	<p>積算内容の審査の際、審査者ごとにチェックマークの色を変更し、誰がチェックしたのか明確にすることで審査者一人一人に責任感を持たせる。また、審査において重要な事項については、審査者全員の目に触れやすいよう付箋やメモ等を添付し、複数人でのチェックを行う。併せて、各審査者に対し重点的に審査する項目を割り振ることで、審査者の役割と責任を明確にする。</p> <p>システムの改良によりミスを未然に防ぐことができるものは、システムの改良を検討する。</p>
<p>中央病院</p>	<p>執行管理体制が適切でないもの</p>	<p>内部けん制を有効に機能させるため、期末勤勉手当のデータ入力前に職員勉強会を設定し複数職員により精査する体制を構築する他、各種手当の認定等についても、入力帳票や給与基本台帳等を複数職員によりチェックし、確認体制を強化する。</p> <p>また、病院事業局の「指摘事項等再発防止事例集」にこの度の誤りの原因や再発防止策などを掲載し、病院事業局全体で共有化を図り、他病院での再発を防止する。</p>
<p>水大気環境課</p>	<p>支出負担行為が適切でないもの</p>	<p>業務総括者は、事業実施何の査閲等の際に、当該事業に係る支出事務の執行予定等を記載したチェックリストを作成して所属の共有フォルダーに保管し、課内で共有するほか、支出事務に係る書類の受領について担当者を定めて一括管理し、複数人でチェックする体制とする。</p>
<p>みどり自然課</p>	<p>契約の締結又は履行が適切でないもの</p>	<p>契約締結前に、自所属の事務主任者・業務管理者に加え、審査所管課の支出審査担当者が契約内容を事前審査し、契約保証金の納付を確認することにより徴収漏れを防止する。</p>
	<p>補助金等の交付事務が適切でないもの</p>	<p>業務分担の見直しにより業務量の分散を図る。</p> <p>また、事務主任者・業務管理者による確認に加え、定例ミーティングの中で、業務総括者による進捗確認を行い、複数人でチェックする体制とする。</p>

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
令和 4.10.11	第345号	980	29	9	16